

別記様式（福生市ネーミングライツの付与に関する指針第5項関係）

福生市
ネーミングライツ・パートナー
募集要領

令和4年4月

福生市

目次

- 1 募集の趣旨・・・1
- 2 募集対象施設・・・1
- 3 命名権料及びネーミングライツの付与の期間・・・1
- 4 命名権料以外の費用負担等・・・2
- 5 導入までの流れ・・・4
- 6 愛称の条件・・・4
- 7 応募資格・・・5
- 8 応募手続・・・6
- 9 選考方法・・・8
- 10 協定の締結・・・8
- 11 協定の継続・・・9
- 12 協定の解除・・・9
- 13 ネーミングライツ・パートナーの公表及び愛称の周知・・・9
- 14 問合せ先・・・9

別記様式

福生市ネーミングライツ・パートナー募集要領

福生市（以下「市」という。）では、市の施設におけるネーミングライツ（市の施設に対し、法人格を有する団体の名称又は商品名などを冠した愛称を命名する権利及びこれに付帯する権利をいいます。）の導入に当たり、次のとおりネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツの付与を受ける団体をいいます。）を募集します。

なお、この募集要領に定めるもののほか、市におけるネーミングライツの付与については、福生市ネーミングライツの付与に関する指針（令和元年8月15日決定）に定めるとおりとします。

1 募集の趣旨

市では、市の施設にネーミングライツを導入することで得られた収入を施設の持続的な管理、運営等に充てることにより、施設利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 募集対象施設

募集の対象となる施設は、市の文化施設、スポーツ施設、公園などの公共施設全般とします。ただし、市庁舎、市立小中学校、ネーミングライツを既に導入している施設などその設置や運営の目的、利用状況等を考慮し、ネーミングライツの導入が適さないと市が判断するものは対象外とします。

3 命名権料及びネーミングライツの付与の期間

（1）命名権料

ア 命名権料は、対象施設の利用状況やメディアなどへの露出状況などを勘案するとともに、類似する他自治体の例などを参考にし、年額（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）で提案

してください。また、提案の対象となる施設で利用可能な機器類やサービスの提供等が含まれる場合は、それらを含めて提案してください。

イ 命名権料の支払は、年度ごとに市から請求があった日から30日以内に納付するものとします。

(2) ネーミングライツの付与の期間

ネーミングライツの付与の期間は、原則3年以上とし、年単位の応募となります。

ただし、提案のあった期間が市の基準を下回る場合であっても、応募者との意見調整の上、市が妥当と判断できる範囲であれば、その期間においてネーミングライツを付与するものとします。

4 命名権料以外の費用負担等

(1) 命名権料以外の費用負担区分については、次の表のとおりとします。

摘要	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地・建物における看板・サイン表示の変更及び新設 ※ 1		○ ※ 2
市が管理する周辺道路標識、サイン表示の変更 ※ 3		○
協定期間終了後又は協定解除後の原状回復		○ ※ 4
市が新たに発行するパンフレット等の印刷物、市ホームページ上の表示	○	

- ※1 看板・サイン表示の変更及び新設については、設置の可否を含めて協議します。
- ※2 関連する費用も含めてネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。
- ※3 道路標識等の所管課と協議の上、変更可能な表示について、変更することができます。
- ※4 ネーミングライツ・パートナーの費用により変更を加えたものに限ります。

(2) その他

ア 1団体で複数の施設に係る提案をすることができます。

イ ネーミングライツの付与の範囲など詳細については、ネーミングライツに関する優先交渉権者の選定後において、市と協議の上、決定します。

なお、この協議においては、愛称についても修正等の調整をお願いする場合があります。

ウ 屋外への新たな看板（広告物）の表示は、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）の対象となり、手続が必要となる場合があります。この場合において、必要な手続は、ネーミングライツ・パートナーが実施し、その費用を負担するものとします。また、ネーミングライツ・パートナーが設置した看板に係る維持管理は、全てネーミングライツ・パートナーがその責を負うものとします。

なお、屋外への新たな看板（広告物）の表示は、福生市まちづくり景観条例（平成18年条例第41号）に基づき市と調整が必要になる場合があります。

エ ネーミングライツの付与は、施設の所有権、管理権などには影響を与えません。

また、ネーミングライツを、第三者に譲渡又は貸与することはできません。

5 導入までの流れ

- (1) 事前相談
- (2) 施設所管課との調整 ※対象外施設である場合や、条件等が折り合わない場合があります。
- (3) 応募申込み
- (4) 福生市ネーミングライツ・パートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）の開催
- (5) 優先交渉権を付与する企業等の決定
- (6) 協定の締結
- (7) 愛称の使用開始

6 愛称の条件

- (1) 命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、市の条例等に規定する名称を変更するものではありません。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。

また、愛称が定着するまでの一定期間（おおむね1年程度）は、条例等上の名称を併記することがあります。

- (3) 施設に付与する愛称は、企業名、商品名などを冠したもので、対象施設の設置目的に反せず、市民に親しまれるものとしてください。

また、次に掲げる事項のいずれにも該当しないものとします。

ア 市及び当該ネーミングライツの対象となる施設の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23

年法律第122号) 第2条に掲げる営業に該当するもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

エ 消費者金融、債権回収等に関するもの

オ 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容のもの

カ 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

キ 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

ク 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

7 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する団体とし、次の各号に該当しないものとします。

なお、優先交渉権者の決定後、協定の締結までの間に当該優先交渉権者がネーミングライツ・パートナーとなることがふさわしくないと認められる事象等が生じた場合には、優先交渉権者としての資格を取り消すことがあります。

(1) 政治団体、宗教団体及び特定の政治理念又は宗教を標ぼうするもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営むもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条各号に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益につながる活動を行うもの

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行うもの

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの。ただし、再生手続開始の決定を受けたものを除く。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの。ただし、更生手続開始の決定を受けたものを除く。
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- (8) 申込書の提出時において、公租公課を滞納しているもの
- (9) 福生市競争入札参加資格者に係る指名停止措置要領（平成29年3月27日決定）により、指名停止を受けているもの
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市のネーミングライツ・パートナーとして市長が適当でないと認めるもの

8 応募手続

(1) 事前相談の申込み

ネーミングライツの取得を希望される際は、次号に規定する提案書類を提出される前に必ず市に事前相談をお願いします。

事前相談をされる場合は、企画財政部公共施設マネジメント課へ電話連絡の上、「福生市ネーミングライツ・パートナー事前相談申込書（別記様式第1号）」を提出してください。

(2) 提案書類の提出

事前相談で所管部署と調整後、実施に向けて進める場合は、改めて、次表に掲げる書類を持参又は郵送にて「14 問合せ先」まで提出してください。

番号	提出書類
1	福生市ネーミングライツ・パートナー応募申込書（別記

	様式第2号)
2	団体の概要書（別記様式第3号）
3	誓約書（別記様式第4号）
4	会社概要（パンフレット等を含む。）
5	直近3か年の決算報告
6	印鑑証明書
7	登記事項証明書（商業登記簿謄本等）※ 1
8	法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人市民税（法人住民税）の納税証明書 ※ 2

※1 発行から3か月以内のものに限ります。

※2 納税を証明できる最新のもの（滞納がないことを確認します。）

（3） 受付の告知

応募申込書受付後、市のホームページで、応募についておおむね2週間告知します。告知期間中に同一施設に複数応募があった場合には、当該応募も併せて選考します。

（4） 応募受付期間

窓口開設時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時は除く。）です。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始等は除きます。

（5） 留意事項

ア 応募に当たって必要な経費は、全額応募者の負担とします。

イ 応募書類等は、返却しません。また、福生市情報公開条例（平成13年条例第30号）の規定に基づき公開することがあります。

9 選考方法

（1） 優先交渉権の付与

選考委員会において、応募者から提案された命名権料、ネーミングライツの付与の期間、経営の安定性、企業理念、愛称の妥当性及びその他の提案事項を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権の付与を決定します。

なお、同一施設に複数応募があり、契約締結候補者が複数いる場合には選考委員会で順位を付し、第1順位者にネーミングライツ・パートナーの優先交渉権を付与します。

(2) 応募者が1団体の場合

応募者が1団体のみの場合も、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、交渉権者とするかどうかを決定します。

(3) ヒアリングの実施

優先交渉権者の選考又は交渉権者の決定に当たり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(4) 結果の通知

優先交渉権者の選考又は交渉権者の決定後、その結果を全ての応募者に通知します。

10 協定の締結

(1) 締結に係る協議

市と優先交渉権者又は交渉権者は、協定の内容を協議し、協議が整った段階で、ネーミングライツに関する協定を締結します。

(2) 協議が整わない場合

互いに誠意を持って協議したにも関わらず合意に至らず、市において合意の可能性がないと判断した場合は、市は、協議を打ち切ることができるものとします。

なお、市が優先交渉権者との協議を打ち切った場合、応募者が複数いるときは、第2順位者以降の応募者と順次協議できるもの

とします。

11 協定の継続

協定期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、選考委員会にて行います。

12 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難な場合や、ネーミングライツを行使することが適当でないと市長が判断した場合には、当該ネーミングライツに関する協定を解除することができるものとします。この場合において、当該協定解除に伴う原状回復に必要な経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、一度納付された命名権料は、返還しません。

また、協定解除に伴い、ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、市はその一切の責任を負いません。

13 ネーミングライツ・パートナーの公表及び愛称の周知

市は、ネーミングライツ・パートナーが決定した後、法人名、施設の愛称、命名権料等について公表し、広く愛称の周知を図ります。

14 問合せ先

福生市企画財政部公共施設マネジメント課 福生市役所第1棟5階
〒197-8501 東京都福生市本町5番地
電話番号：042-551-1580

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除きます。)

FAX：042-553-4451